

【図表1「こども基本法」の概要】

出所)こども家庭庁「こども基本法パンフレット」

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
① 大綱の案を作成
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整 等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

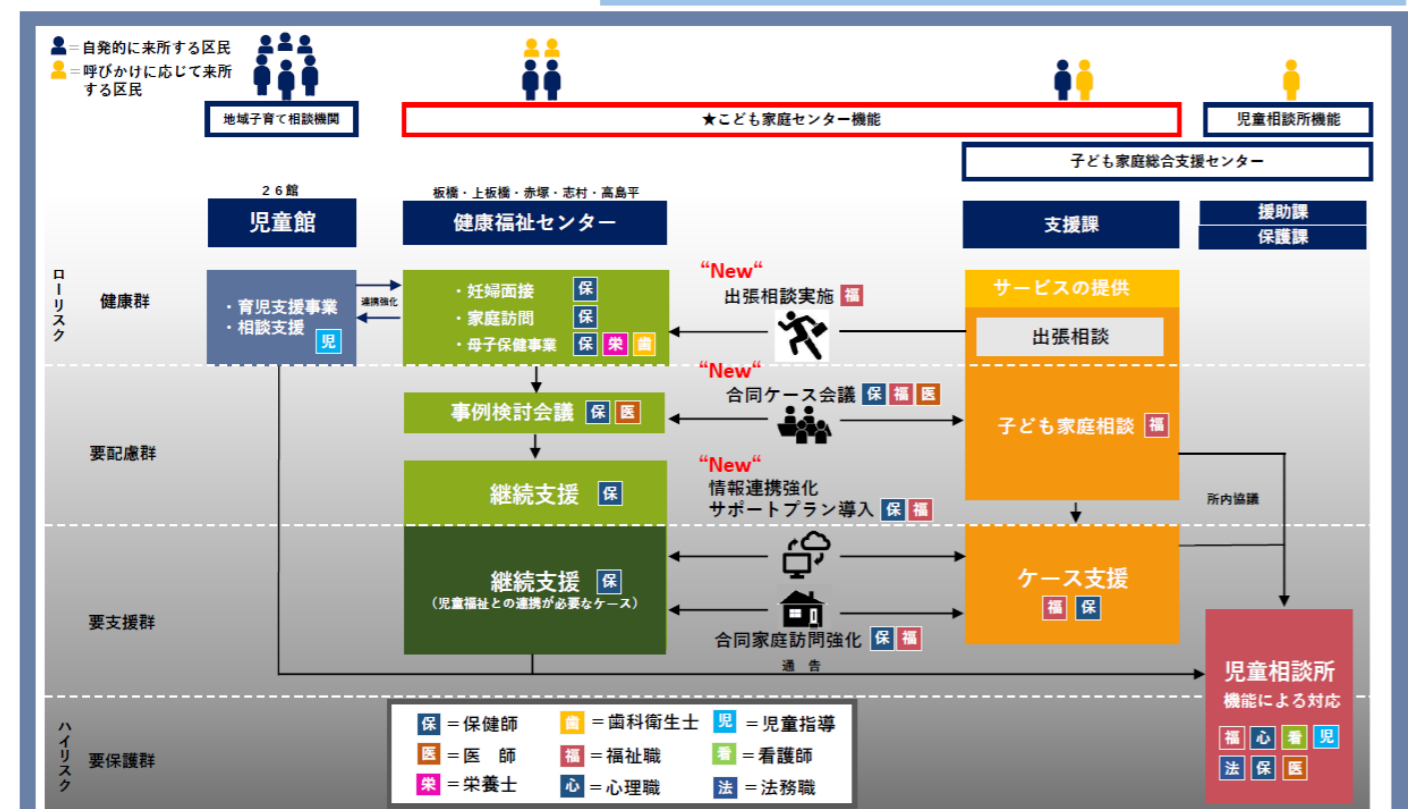
施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

【図表3「区を目指す子どもの包括的支援体制」の概要図】

出所)板橋区資料

切れ目のない子育て支援のさらなる充実について

包括的支援体制の構築に向けて、令和6年度からこども家庭センターを機能として設置し、①相談体制の充実②専門職の体制強化③情報連携の強化を図り体制を整備していく。これにより「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実を実現し、区民サービスの質を向上させていく。



【図表2「児童福祉法」の改正概要】

出所)厚生労働省ホームページ

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
① 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機能の整備に努める。
② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。
③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。
2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
① 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。
② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
① 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。
② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備
5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

【図表4「こども未来戦略」の施策概要】

出所)総務省ホームページ「令和6年1月17日全国子ども政策関係部局長会議資料」

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

令和6年1月17日 こども家庭庁 全国子ども政策関係部局長会議 資料

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環)
✓ 三位一体の労働市場改革(リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化)
✓ 正規・非正規問題への取組(同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化)

Summary of key policies including '児童手当の拡充' (Expansion of Child Allowance), '妊産・出産時からの支援強化' (Strengthening support from pregnancy to childbirth), '出産費用の軽減' (Reduction of childbirth expenses), and '高等教育(大学等)の負担軽減を拡大' (Expansion of burden reduction for higher education).

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ✓ 「こども誰でも通園制度(仮称)」を創設
✓ 保育所: 量の拡大から質の向上へ
✓ 多様な支援ニーズへの対応

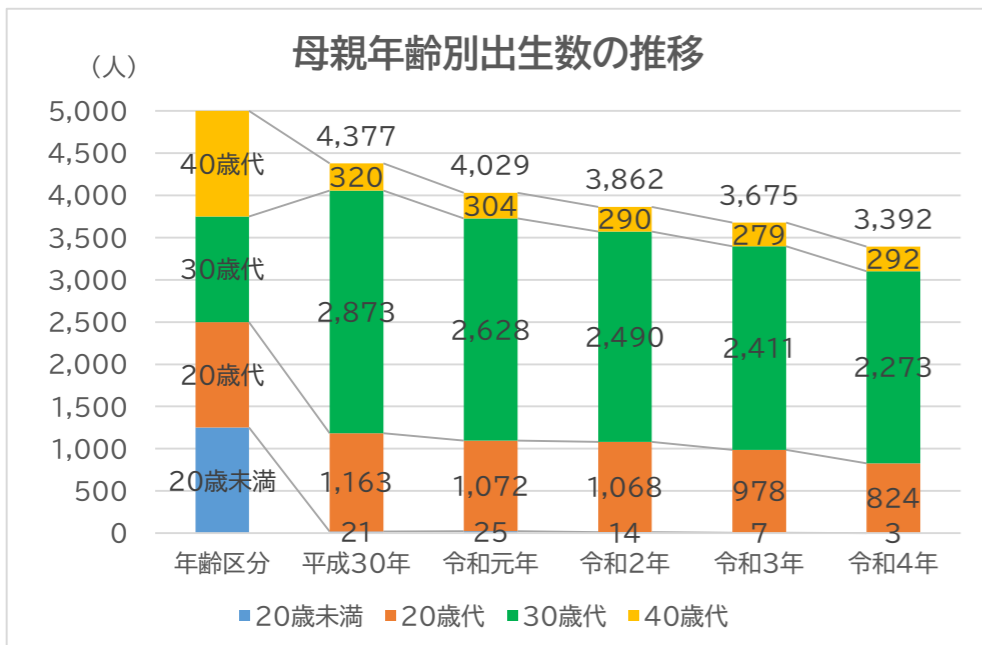
3. 共働き・共育での推進

- 育休を取りやすい職場に
男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ(2030年)
✓ 育児休業取得率の明示制度の拡充
✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

【子育て分野】政策分野別検討シート（データ編）2/2

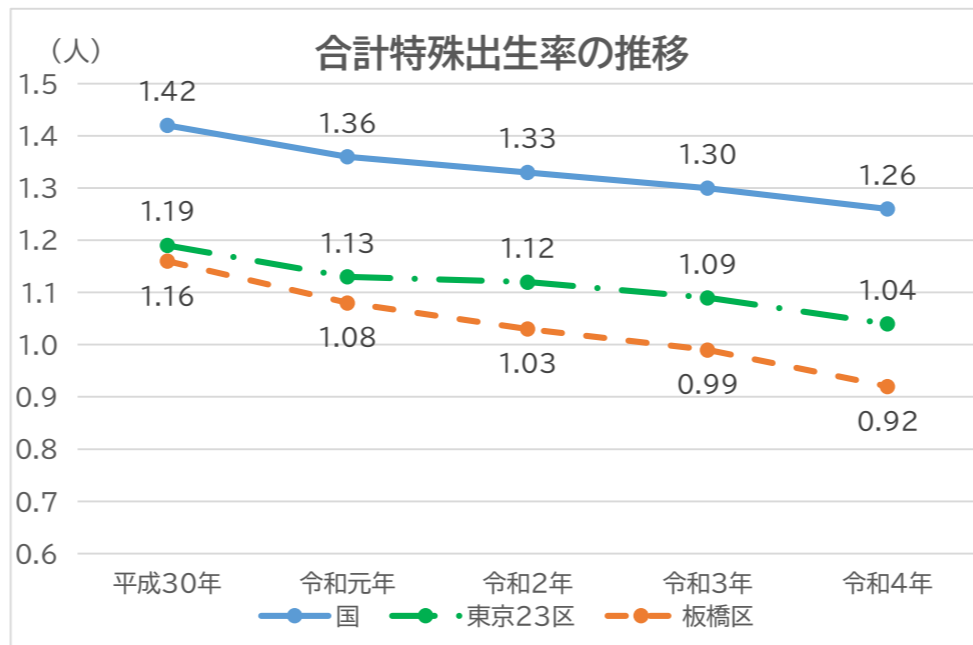
【図表5「母親年齢別出生数の推移」】

出所)板橋区資料



【図表6「合計特殊出生率の推移」】

出所)板橋区資料



【図表7「区の30～49歳の人口動態推移」】

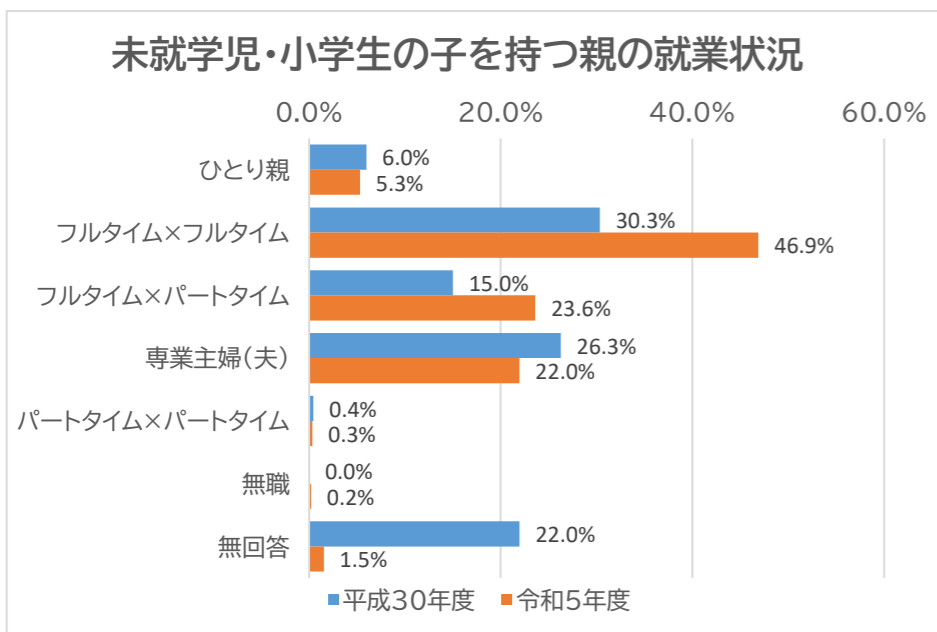
出所)板橋区資料

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
30歳～49歳人口(A)	173,732	172,438	170,292	167,194	164,731
総人口(B)	566,890	571,357	570,213	567,214	568,241
構成割合(A/B)	30.6%	30.2%	29.9%	29.5%	29.0%
5年前人口比増減	252	△275	△2,754	△5,649	△6,736
5年前人口比増減率	0.1%	△0.2%	△1.6%	△3.3%	△3.9%
転入者(C)	11,506	11,168	11,246	10,922	11,744
転出者(D)	12,281	12,418	13,088	12,626	12,328
転入超過数(C-D)	△775	△1,250	△1,842	△1,704	△584

※各年の住民基本台帳・住民基本台帳人口移動報告から作成
人口については、各年1月1日時点
5年前人口比は、各年それぞれ5年前の25～44歳人口との比
転入者・転出者については、各年1月1日～12月31日までの数

【図表8「子育て世代の就業状況」と「利用または希望している教育・保育事業」】

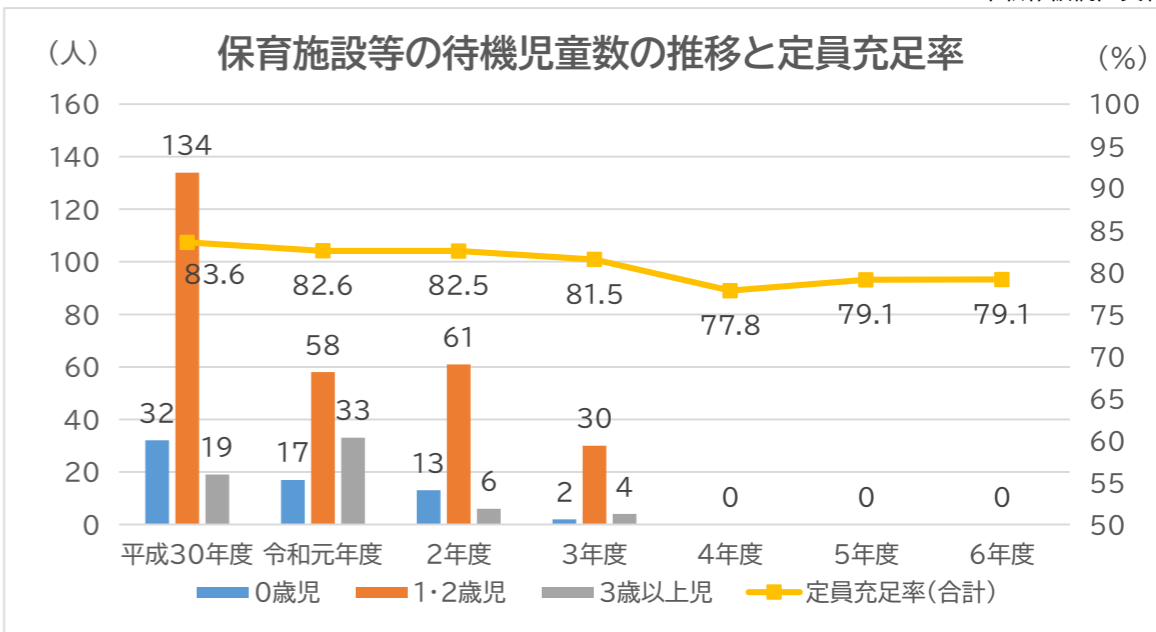
出所)令和5年度 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査結果報告書



事業	利用している事業		希望している事業	
	平成30年	令和5年	平成30年	令和5年
区立幼稚園	3.2%	4.9%	23.0%	18.2%
私立幼稚園	29.4%	28.2%	38.6%	40.4%
私立幼稚園(預かり保育)	5.7%	7.8%	27.2%	26.3%
認可保育所	53.3%	53.6%	58.3%	54.8%
認証保育所	6.0%	2.8%	16.0%	11.8%
認定こども園	0.6%	1.6%	20.3%	15.0%
家庭福祉員	0.5%	2.4%	2.9%	2.4%
ベビールーム	0.5%	0.1%	4.5%	3.6%
小規模保育施設	3.8%	4.6%	6.3%	6.5%
事業所内保育施設	0.2%	0.3%	5.3%	3.2%
企業主導型保育所	0.6%	1.8%	3.8%	5.1%
その他認可外保育施設	1.2%	0.8%	0.9%	2.2%
ファミリーサポートセンター	1.1%	0.5%	11.6%	11.2%
ベビーシッター	0.7%	0.3%	8.3%	12.9%
その他	2.0%	1.6%	2.2%	1.6%
無回答	0.4%	0.0%	5.3%	4.2%

【図表9「保育施設等の待機児童数の推移と定員充足率」】

出所)板橋区資料



【図表10「区内の小中学生および高校生のヤングケアラーの実態」】

出所)板橋区ヤングケアラーに関する実態調査報告書

【図表11「子ども家庭支援センター等の相談受付件数」】

出所)板橋区資料

属性	家族の中にお世話をしている人がいる	お世話していることで自分に影響がある		大人に助けてほしいこと必要としている支援がある			
		ある	影響の内容	割合	ある	支援の内容	割合
小学生	9.9%	25.4%	友達と遊べないことがある	55.6%	30.0%	自分の状況を聞いてほしい	36.2%
			自分の時間が取れない	39.3%		自由な時間が欲しい	25.4%
			勉強する時間がない	30.8%		自由に過ごせる場所が欲しい	21.7%
中学生	5.6%	31.8%	自分の時間が取れない	60.0%	36.0%	自分の状況を聞いてほしい	35.5%
			勉強する時間がない	45.5%		自由に過ごせる場所が欲しい	35.5%
			友達と遊べないことがある他	30.9%		自由な時間が欲しい	33.9%
高校生	5.3%	37.8%	勉強する時間がない	51.6%	41.5%	家庭への金銭面の支援	38.2%
			友達と遊べないことがある	48.4%		自由に過ごせる場所が欲しい	38.2%
			自分の時間が取れない	48.4%		自分の状況を聞いてほしい	29.4%

